

○会計管理者の補助組織設置規則

〔平成11年4月1日〕
規則第5号

改正 平成17年4月1日 規則第5号 | 平成25年11月27日 規則第19号
平成19年3月20日 規則第6号

(会計管理者を補助する組織の名称及び分掌事務)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第5項の規定に基づき、
会計管理者を補助する組織として会計室を置き、同法第170条第1項及び第
2項に規定する事務を処理する。

(会計室長)

第2条 会計室に会計室長(以下「室長」という。)を置くことができる。

2 室長は、職員をもって充てる。

3 室長は、会計管理者の命を受けて部下を監督し、前条の職務を処理する。

(係長)

第3条 会計室に係長を置くことができる。

2 係長は、職員をもって充てる。

3 係長は、会計管理者及び室長の命を受けて部下を監督し、係に属する事務を
処理する。

(出納職員、その他の会計職員)

第4条 前2条に規定するもののほか、出納員、その他の会計職員を置くこと
ができる。

2 出納員は、職員をもって充てる。

3 その他の会計職員は、職員をもって充てる。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年4月1日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月20日規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成25年11月27日規則第19号)

この規則は、平成26年1月1日から施行する。